

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(3) 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業法施行条例及び同条例施行規則の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

資料1 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業法施行条例及び同条例施行規則の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

参考資料 川崎市公衆浴場法施行条例及び同条例施行規則並びに川崎市旅館業法施行条例及び同条例施行規則の一部改正について

令和3年1月21日

健康福祉局

川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに 川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正 に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

今般、厚生労働科学研究でレジオネラ属菌対策の最新の知見が得られていること等を踏まえ、令和元年9月19日に公衆浴場及び旅館業の営業者が施設等を円滑に管理できるようにするため、国の通知である「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」について、特に留意すべき事項、施設設備の衛生管理、消毒方法、水質基準等が改正されました。国の改正を受けて、川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正を予定しております。

このことについて、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果は以下のとおりです。

2 意見募集の概要

募集期間	令和2年11月1日（日）から11月30日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）

3 結果の概要

意見提出総数		7通（10件）
内	電子メール	7通（10件）
	FAX	0通（0件）
訳	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、条例改正により衛生の向上を要望する御意見や、今以上経営が厳しくならないようにとの御意見などであったことから、川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正につきましては、お寄せいただいた御意見を踏まえ、条例改正の手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
- E：今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 水質基準等に関すること	0	0	0	1	0	1
(2) 構造設備に関すること	0	0	0	2	0	2
(3) 衛生措置に関すること	0	4	1	1	0	6
(4) その他	0	0	0	0	1	1
合計 (件)	0	4	1	4	1	10

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 水質基準等に関すること

番号	意見内容 (要旨)	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	水質基準等の変更で実務的にどう変更されるのかが分からないので賛成反対どちらともいえない。	1件	国の通知のとおりといたします。	D

(2) 構造設備に関すること

番号	意見内容 (要旨)	件数	意見に対する市の考え方	区分
2	設備の改修が必要となるような改正はコストが発生するので困る。今以上経営が厳しくならないようにしてほしい。	2件	現に許可を受けている施設については、改正後の構造設備基準に適合しない場合は、大規模な改修等を行うまで基準を適用しない経過措置を設けます。	D

(3) 衛生措置に関すること

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
3	塩素濃度に関しての改正は特に異議はない。	1件	国の通知のとおりといたします。	B
4	結合塩素に関しては実務がどのように変化するか分からないので何とも言えない。作業が増えたりすることは避けたい。	1件	消毒方法を結合塩素に変更する場合は、設備投資が必要になります。貴施設の消毒方法に変更がなければ、作業にも変更はございません。	D
5	「気泡発生装置等を設置した浴槽で連日使用している浴槽水を使用しないこと」と改正されると、毎日換水しなければならず、水道料金や清掃費用等が増額し、店舗経営上大きな負担となる。毎日換水ではなく高濃度塩素による殺菌等、別の手段を条件としてはどうか。	1件	「気泡発生装置等を設置した浴槽で連日使用している浴槽水を使用しないこと」については、今回の改正には反映させず、将来的な改善も含めた指導・助言を行うものとする予定であり、今後も現状の衛生措置を継続してまいります。 ご意見は、参考とさせていただきます。	C
6	新条例により水質管理をしっかりと行い、衛生管理も向上してもらいたい。（同趣旨ほか2件）	3件	今後も引き続き公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例に基づき、入浴設備の衛生向上に向けた取組を実施してまいります。	B

(4) その他の御意見

番号	意見内容（要旨）	件数	意見に対する市の考え方	区分
7	弊社の浴槽循環ろ過システムについて許可してほしい。	1件	川崎市公衆浴場法施行条例に基づき審査してまいります。	E

6 今後の予定

令和3年2月 パブリックコメントの実施結果の公表

令和3年3月定例会に「川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例」の一部を改正する条例を制定する議案の提出

令和3年4月 同条例及び同条例施行規則の施行（予定）

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課

電話：044-200-2448

FAX：044-200-3927

E-mail：40seiei@city.kawasaki.jp

川崎市公衆浴場法施行条例及び同施行規則並びに 川崎市旅館業法施行条例及び同施行規則の一部改正について

1 川崎市条例等の経緯について

- 公衆浴場法、旅館業法に基づき、都道府県は条例で、公衆浴場及び旅館業の施設に関する構造設備基準等について必要な措置を講じなければならないとされています。
- 県から当該権限が移譲されている本市においては、川崎市公衆浴場法施行条例・同施行規則、川崎市旅館業法施行条例・同施行規則を制定し、構造設備基準等を規定しています。
- 令和元年9月に、国の通知が発出され次の指針・要領が改正されました。
 - 公衆浴場における水質基準等に関する指針
 - 公衆浴場における衛生等管理要領
 - 旅館業における衛生等管理要領
- 同指針・要領は地方自治法の規定に基づく技術的助言であり、各自治体においては、地域の実情を踏まえた条例・規則の改定を検討・実施しており、本市においても一定の見直しを行うものです。

2 川崎市の営業許可施設について

令和2年9月末現在、川崎市には、公衆浴場営業許可施設は225施設、旅館業営業許可施設は123施設あります。

表1 公衆浴場営業許可施設の種別と施設数

単位：(施設)

種別	施設数	
一般公衆浴場(銭湯)	35(35)	
その他の公衆浴場	保養・休養(いこいの家、日帰り温泉等)	64(64)
	個室	77(-)
	スポーツ(フィットネスクラブ、スパセンター等)	30(30)
	上記以外(サウナ、酵素風呂、スパリッパホン等)	19(10)

表2 旅館業営業許可施設の種別と施設数 単位：(施設)

種別	施設数
旅館・ホテル営業	60(12)
簡易宿所営業	60(26)
下宿営業	3(1)

※()内の数字は、共同利用入浴設備を有する施設数

○各施設では、本市条例・規則の基準により自主検査や適正な衛生管理を実施しています。また、保健所による行政検査も定期的に行っており、近年、本市においては公衆浴場及び旅館業の入浴設備に関する健康被害が発生した事例はありません。

3 国の改正内容について(詳細は資料1-2参照)

3-1 【国】水質基準等に関する指針の主な改正内容

水質の検査項目、検査方法、水質基準の改正内容は表3のとおりです。

表3 水質基準等の改正内容 (原湯等：原湯、原水、上がり用湯、上がり用水)

原湯等	浴槽水	検査項目		検査方法		水質基準	
		旧	新	旧	新	旧	新
○		大腸菌群	大腸菌	乳糖フェイオンプロリアントグリーン乳糖胆汁フェイオン培地法又は特定酵素基質培地法	特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。	検出されないこと。
○	○	過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ※場合によっては、過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	TOCは全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量は滴定法	原湯等10mg/L以下 浴槽水25mg/L以下	TOC: 原湯等3mg/L以下 浴槽水8mg/L以下 過マンガン酸カリウム消費量: 原湯等10mg/L以下 浴槽水25mg/L以下

- 下段については、新旧の検査項目について、健康安全研究所において水質の違いによる関連を確認する検査を実施しています。

3-2 【国】公衆浴場及び旅館業における衛生等管理要領の主な改正内容

(1) 構造設備に関する項目

- ア 新たに衛生管理がしやすい構造が定められたもの 「水位計」、「配管」、「調節箱」
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの 「ろ過器」、「気泡発生装置」、「貯湯槽」、他1項目

(2) 衛生措置に関する項目

- ア 新たに管理の方法や頻度が定められたもの 「水位計配管」、「シャワー」、「気泡発生装置」、他2項目
- イ 既存の項目に基準が追加されたもの 「循環配管」、「集毛器」、「貯湯槽」、他3項目

ウ 既存の基準が変更・追加されたもの

- 「浴槽水の消毒」
 - ・遊離残留塩素濃度が「1リットル中0.2ないしは0.4ミリグラム程度」から「1リットル中0.4ミリグラム程度」
 - ・「結合塩素のモノクロロミンの濃度が1リットル中3ミリグラム程度を保つこと」

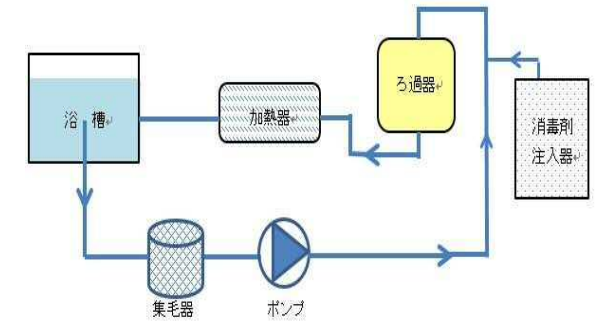


図1: 浴槽の循環ろ過装置(例)

(3) その他

- ア 新たに用語の定義が定められたもの 「飲料水」、「貯湯槽」、「ろ過器」、他4項目

4 川崎市公衆浴場法及び旅館業法施行条例等の一部改正について

国の指針・要領の改正内容と本市施設の実情を踏まえ、次のとおりになります。

4-1 新たな国の基準を条例等に反映させる項目

- (1) 水質基準等に関する項目 全項目
- (2) 構造設備に関する項目 「水位計」、「調節箱」
※ただし、施設改修が必要となる場合は当該改修終了後まで現行基準を適用する経過措置を設けます。
- (3) 衛生措置に関する項目 「浴槽水の消毒」、「水位計配管」
- (4) 用語の定義に関する事項 全項目

4-2 条例・規則に反映させず、将来的な改善も含めた指導・助言を行う項目

- (1) 水質基準等に関する項目 「水質検査を依頼する検査機関の要件」
- (2) 構造設備に関する項目 「配管」、「ろ過器」、「気泡発生装置」他2項目
- (3) 衛生措置に関する項目 「ろ過器」、「消毒装置」、「循環配管」他4項目

5 今後の予定について

- 令和2年11月1日～11月30日(予定) パブリックコメント実施
- 令和3年1月(予定) パブリックコメント結果公表
- 令和3年2月(予定) 議案提出
- 令和3年4月1日(予定) 条例及び規則の施行